

令和5年度原子力防災支援基地運営業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度原子力防災支援基地運営業務（以下「本業務」という。）

2 適用範囲

本仕様書は、本業務について必要な事項を定めたものである。

3 概要

鳥取県では、原子力災害が発生し、住民等の避難が必要となった場合、避難住民の輸送に使用した車両や避難住民の体表面等への放射性物質の付着の有無を確認するため、避難経路上に会場を設けて避難退域時検査を実施することとし、この検査等で使用する資機材の整備を行っている。

これらの資機材については、コンテナ内に一括収納した上で、原子力防災支援基地に鳥取県が保管している。

鳥取県は、原子力防災支援基地の点検及び当該基地に保管する資機材の点検を実施し、災害発生時等において防災支援基地へ急行後、必要資機材を積載し、検査会場へ輸送するとともに、関係者との調整に係る業務を一体的に委託するところであり、本仕様書はこの業務の詳細について記載するものである。

4 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 業務場所

原子力防災支援基地（鳥取県鳥取市松原地内） 他

6 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとし、各業務の予定数量は別紙4のとおりとする。

(1) 支援基地の点検

ア 原子力防災支援基地（以下「支援基地」という。）に侵入されての資機材の盗難、破損、落書き等のいたずら行為並びに施設の損壊を防ぐため、カメラ・センサー等の機械による警備を実施するなど、24時間の体制で防犯体制を整備すること。

また、カメラ・センサー等の設置は契約締結後1ヶ月以内に設置するものとし、設置までの間、週に1回目視により異常の有無を確認すること。

なお、カメラ・センサー等の設置費用は電気代を除き受注者の負担とする。

イ 保管を行う資機材については発注者が必要に応じて確認等を行う場合があるため、発注者の求めがあった場合には速やかに対応できる体制をとること。

ウ 消防法に基づき消防用設備等の点検（半年点検及び1年点検）を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告すること。

エ 支援基地にある照明設備について全てが点灯するかを年1回確認すること。

オ その他、異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

(2) 資機材の点検

【コンテナ】

ア 20フィートコンテナ2基及び10フィートコンテナ18基について、別紙2-1及び別紙2-2のコンテナ点検表を基に年1回詳細点検を行うこと。

イ 異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

ウ コンテナの点検は、JR基準に基づく貨物輸送に必要な点検を基準として実施すること。

【発電機】

ア 発電機18台について、別紙3-1及び別紙3-2の点検表をもとに年1回点検、調整、清

掃を行うこと。

イ その他、異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

(3) 資機材（コンテナ）の輸送

ア 発注者の保有する資機材を支援基地から発注者が指定する場所に輸送し設置すること。

イ 発注者の保有する資機材を発注者が指定する場所から支援基地へ輸送し返戻すること。

輸送の対象資機材は次のとおりである。

資機材名称	保管数量
① 20フィートコンテナ	2基
② 10フィートコンテナ	18基

ウ 輸送業務の実施に当たっては以下の点に注意すること。

(ア) 指定する場所まで輸送し、支援基地へ輸送（返戻）搬送するまで、数日間期間が空くことを留意すること。

(イ) コンテナに収納する資機材の固定を行い、損傷対策を行うこと。

(ウ) 輸送については事前に日程・輸送方法について発注者の承認を受けた上で実施すること。

(エ) コンテナの積み卸しはクレーンで行うこと。

(オ) 輸送業務開始、到着、積み卸し終了までの時間を記録簿に記録すること。

(カ) 記録簿は現地で発注者の確認を受けるものとする。

(キ) 輸送の際が、コンテナ同士の接触により棄損しないようにすること。

エ その他、異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

(4) 資機材の展開設営事業者との調整

ア 発注者が別途発注する資機材の展開設営事業者と調整を行い、コンテナの受け渡しを行うこと。

イ コンテナの受け渡しについては、数量、傷などの状態についてお互いに確認し、受け渡しの記録を行うなどし、問題が発生した際の責任の所在について明確にしておくこと。

(5) その他

ア 支援基地の鍵を4の業務期間中1本貸与するものとし、適切に保管管理を行うとともに業務期間終了後速やかに返却すること。

イ 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議し決めること。

ウ 本仕様書及び法令により定めのない様式については自由とする。

エ (1) から (4) までの業務を実施した際、異常等により部品の修理、交換等が必要となった場合は見積書を提出すること。

なお、修理、交換等の費用は本業務に含まないものとし、別途契約を締結するものとする。

7 業務実施計画書

受注者は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した業務実施計画書を発注者へ提出すること。

また、発注者は別途、発注者の緊急連絡先を受注者に示すものとする。

(1) 業務実施要領（支援基地の管理方法、輸送設備等）

(2) 業務実施体制（責任者、担当者）

(3) 担当者連絡先（土日祝日を含め24時間、連絡が取れる連絡先であること。）

(4) 点検実施項目の詳細

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額（単価契約による場合は、契約期間中の支払予定総額）が、6に示す項目ごとの契約単価（以下「各契約単価」という。）に各項目の予定件数を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。以下「支払予定総額」という。）の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)から(2)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

11 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

12 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

13 作業時の事故防止及び事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、安全に十分配慮した上で事故等の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

14 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分について履行の義務を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

16 完了報告及び検査

- (1) 四半期毎に本業務を完了した日から20日以内に業務完了報告書（別紙1）に、コンテナの点検を実施した場合は別紙2-1及び別紙2-2を、発電機の点検を実施した場合は別紙3-1及び別紙3-2を、それぞれ添付し、発注者に提出する。

ただし、第4四半期分は、本業務完了と同時に提出すること。

- (2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受理した日から10日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに当該四半期の本業務の完了を確認するための検査を行い、その結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。

17 委託料の支払

- (1) 受注者は、16(2)の通知を受理し、当該四半期分の委託料を発注者に請求するものとする。その際の請求額は、各契約単価にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- (2) 発注者は正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が正当な理由なく(1)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

18 違約金

受注者は、4の業務期間内に本業務を完了できなかったときは、支払予定総額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があるとめたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

19 業務の中断・中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中断又は中止させることができる。

20 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

21 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

22 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙1

業務完了報告書（令和5年度第○四半期）

鳥取県危機管理局 原子力安全対策課長 様

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

令和5年度原子力防災支援基地運営業務委託仕様書に基づき、令和5年度第○四半期の業務を完了しましたので報告します。

1. 業務完了日

年 月 日（点検実施日 年 月 日）

2. 点検結果 異常あり・異常なし

（異常ありの場合はその詳細）

（※異常を発見した場合は、本書の提出に先行し、直ちに鳥取県に通報すること。また、異常発見時には現場の写真を添付すること。）

3. その他特記事項

<添付資料>

別紙2-1・別紙2-2（※実施した時に添付）

別紙3-1・別紙3-2（※実施した時に添付）

コンテナ詳細点検個別表

- ・ 点検実施日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ : _____ ~ _____ : _____
- ・ 点検実施者氏名 _____
- ・ コンテナ番号 _____
- ・ 点検項目

1. 外観に関する項目

	個別項目	異常等	異常・特筆事項に関する詳細
コンテナ本体	腐食がないか	有・無	
	亀裂がないか	有・無	
	変形がないか	有・無	
フォークポケット下板	腐食がないか	有・無	
	亀裂がないか	有・無	
	変形がないか	有・無	
開戸	ヒンジ部分に腐食がないか	有・無	
	ヒンジ部分に亀裂がないか	有・無	
	ヒンジ部に変形がないか	有・無	
	ヒンジピンに溶接切れや落失がないか	有・無	
	開閉が円滑であるか	有・無	
	防水ゴムに異常がないか	有・無	
開戸開閉装置	各部に異常、変形がないか	有・無	
	落失がないか	有・無	
	操作が円滑であるか	有・無	
隅金具、アンカ	腐食がないか	有・無	
	亀裂がないか	有・無	
	欠損がないか	有・無	
	取付状態に異常がないか	有・無	
塗装、表記関係	塗装に著しい汚れがないか	有・無	
	RFID タグの脱落はないか ※20ft コンテナのみ	有・無	
	コンテナ番号がはっきり見えること	有・無	
	票差し類の取付状態に異常がないか	有・無	
	点検票差しに点検票が入っているか	有・無	
	表記類に剥離がないか	有・無	

※なお、コンテナ点検は JR 基準に基く貨物輸送に必要な点検を基準としている。

非常用発電機点検個別表

- ・ 点検実施日時 年 月 日 : ~ :
- ・ 点検実施者氏名 _____
- ・ 発電機機種名 _____
- ・ 備品番号 _____

1. 点検項目

	個別項目	異常等	異常・特筆事項 に関する詳細
機動	点検	有・無	
エンジンオイル	点検	有・無	
エンジンクリーナー	点検	有・無	
	清掃	有・無	
燃料ろ過カップ	清掃	有・無	
点火プラグ	点検	有・無	
	調整	有・無	
スパーク アレスタ	清掃	有・無	
吸入、排気弁の隙間	点検	有・無	
	調整	有・無	
焼却室	清掃	有・無	
燃料タンク及びフィルタ	清掃	有・無	
燃料チューブ	点検	有・無	

※交換が必要なものについては見積書を提出し、別途契約後に修理するものとする。

2. 整備記録

	交換年度	交換品
交換部品		

※修理、交換等の費用は本業務に含まないものとし、別途契約を行うものとする。

別紙 4

令和 5 年度防災支援基地運営業務委託料算出内訳

※以下の回数等については、予想回数のため変動することがある。

(1) 支援基地管理

名称	摘要	予定数量	単位	備考
警備	カメラ・センサー等による 24 時間警備	1 2	月	
消防法に基づく点検	半年点検	1	回	
	1 年点検	1	回	
設備点検	照明設備の点検	1	回	

(2) 資機材の輸送

名称	摘要	予定数量	単位	備考
出動		4	日	"(往路 1 日+復路 1 日)×2 回想定
チャーター費	20 フィートコンテナ	67	時間・台	(初日【往路(2 時間)+復路(2 時間)】+別日【往路(2 時間)+復路(時間 2 時間)】+清掃(2.75 時間)+積み卸し(初日(3 時間)+別日(3 時間))×2 台×2 回 ※20 フィートコンテナ 1 基につき 1 台の車両をチャーターしている
チャーター費	10 フィートコンテナ	100.5	時間・台	(初日【往路(2 時間)+復路(2 時間)】+別日【往路(2 時間)+復路(時間 2 時間)】+清掃(2.75 時間)+積み卸し(初日(3 時間)+別日(3 時間))×3 台×2 回 ※10 フィートコンテナ 2 基につき 1 台の車両をチャーターしている
チャーター費	クレーン	17.5	時間・台	【初日(積載 1.5 時間+積み卸し 1.5 時間)×1 台+別日(積載 1.5 時間+積み卸し 1.5 時間)×1 台】×2 回+清掃 2 回分(5.5 時間)
輸送	コンテナ輸送実時間	80	時間・台	【初日(往路 2 時間+復路 2 時間)+別日(往路 2 時間+復路 2 時間)】×5 台×2 回 ※20 フィートコンテナ用車両 2 台、10 フィートコンテナ用車両 5 台使用している
作業費	積み卸し費	12	時間	【初日(積載時間 1.5 時間+積み卸し時間 1.5 時間)+別日(積載時間 1.5 時間+積み卸し時間 1.5 時間)】 ×2 回
	清掃	5.5	時間	"(清掃 1 基に 15 分を想定)×(20 フィートコンテナ 2 基+10 フィートコンテナ 9 基)×2 回

				※支援基地にコンテナを戻す際には、底面の泥などをはらい落とした上で保管するためその時間を見込んでいます "
--	--	--	--	--

※チャーター費は3基毎に1台車両が必要と想定しているため、例えば1基の輸送の場合でも3基分の金額を支払うものとする。

※資機材の輸送は20フィートコンテナ2基及び10フィートコンテナ9基を目的地に運び、別日にこれらのコンテナを回収する作業を2回するとして設定している。

※輸送時間等、時間に応じて支払うものについては記録を適切に残すこと。

※輸送先は、県が設定している避難退域時検査会場を予定している。

※クレーン車は出発地、到着地のそれぞれでチャーターすることを想定している。

(3) 資機材の点検

名称	摘要	予定数量	単位	備考
【コンテナ】				
詳細点検		20	基	
【発電機】				
定期点検		18	台	

(参考)

コンテナの仕様

資機材名称	規格等 (1基)	備考 (主な収納物)
20フィート コンテナ	幅 2.438m×奥行 6.058m×高さ 2.591m 最大総重量 5.1 トン (自重 2.5 トン) 枕木 (コンテナ1基あたり3本)	大型車両除染用テント、高圧洗浄機、発電機、排水処理ポンプ等 ※コンテナ2基に、大型車両除染用資機材を2式収納している。
10フィート コンテナ	幅 3.05m×奥行 2.10m×高さ 2.10m 最大総重量 2.8 トン (自重 1.02 トン)	文房具、要員防護具、簡易除染関係、保存食、床面養生シート、机、椅子、スポットクーラー、電気ストーブ、サインスタンド、大型車両除染用テント、排水処理資機材、除染用資機材、搬送資機材、ゲートモニタ、ドラッシュテント ※コンテナ9基に1会場分の資機材を収納している。

発電機

メーカー・型式	台数	備考
ホンダ EU55iS	4台	10ft コンテナ内
ヤマハ EF2800iSE	6台	10ft コンテナ内
ヤマハ EF5500iSE	8台	20ft コンテナ及び10ft コンテナ内
計	18台	